

## 議案第100号

### 財産の取得について

日峯大神子広域公園（脇谷地区）整備事業に必要な土地を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

取得する財産	<p>土地（別表のとおり）</p> <p>（１）所在地 小松島市中田町字山ノ神、脇谷</p> <p>（２）面積 24,902.65㎡</p>
取得金額	<p>828,474,372円並びに小松島市土地開発公社が先行取得した日から小松島市が取得する日までの利子及び事務費相当額</p>
取得の相手方	<p>小松島市横須町1番1号</p> <p>小松島市土地開発公社</p> <p>理事長 孫 田 勤</p>
取得期間	<p>平成29年度から</p> <p>平成34年度まで（6年間）</p>

## 別表

所 在			細 目		摘 要
			地 目	面 積	
小松島市 中田町	字山ノ神	1 番地 1	田	1, 0 5 2. 1 1 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	2 番地 2	雑種地	9 7 5. 3 2 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	2 番地 3	雑種地	1 6. 9 6 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 番地 1	雑種地	7 0 6. 9 4 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 番地 6	雑種地	6 6 7. 5 5 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 番地 7	雑種地	1 2 9. 6 3 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 番地 2	雑種地	8 3. 6 7 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	2 8 番地	雑種地	5 6 4. 0 2 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	2 9 番地	雑種地	2 6 7. 3 6 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 1 番地	雑種地	6 1 3. 5 7 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 3 番地	雑種地	1, 3 8 0. 1 8 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 4 番地	雑種地	2 6 4. 0 3 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 6 番地 1	田	1, 3 6 9. 2 4 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 6 番地 2	田	1 6 9. 0 5 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 8 番地 1	雑種地	1, 1 3 2. 3 7 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 8 番地 2	雑種地	1 4 7. 7 3 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	3 9 番地 2	田	8 5 2. 0 7 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 0 番地	田	1, 1 5 1. 0 8 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 1 番地 1	雑種地	2, 6 6 5. 6 4 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 1 番地 2	雑種地	1 9 0. 8 4 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 2 番地 1	田	1, 1 5 8. 2 1 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 2 番地 5	田	2 7 4. 0 2 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 3 番地 3	田	2 4. 0 8 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 4 番地 1	田	3 7 3. 4 1 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 4 番地 2	田	2 4. 3 3 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 5 番地 1	田	1, 0 3 7. 4 3 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 5 番地 2	田	7 0. 5 2 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 6 番地 1	雑種地	1, 1 7 5. 2 0 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 6 番地 2	雑種地	5 2. 4 0 m <sup>2</sup>	
	字脇谷	4 7 番地	田	1, 6 2 5. 1 7 m <sup>2</sup>	
字脇谷	4 8 番地	田	1, 6 0 7. 5 6 m <sup>2</sup>		
字脇谷	4 9 番地	田	1, 8 8 3. 7 6 m <sup>2</sup>		
字脇谷	5 0 番地	田	1, 1 9 7. 2 0 m <sup>2</sup>		
合 計				2 4, 9 0 2. 6 5 m <sup>2</sup>	